

【ご参考資料】

2015年8月14日

野村アセットマネジメント株式会社

「野村インド債券ファンド(毎月分配型)」の基準価額の推移と市場動向について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

「野村インド債券ファンド(毎月分配型)」(以下、ファンド)の基準価額は、2015年8月12日から13日にかけて326円下落しました(分配金支払い150円を含まなければ、176円の下落)。

以下に、基準価額下落の背景と市場動向についてご説明いたします。

【ファンドの基準価額の推移】

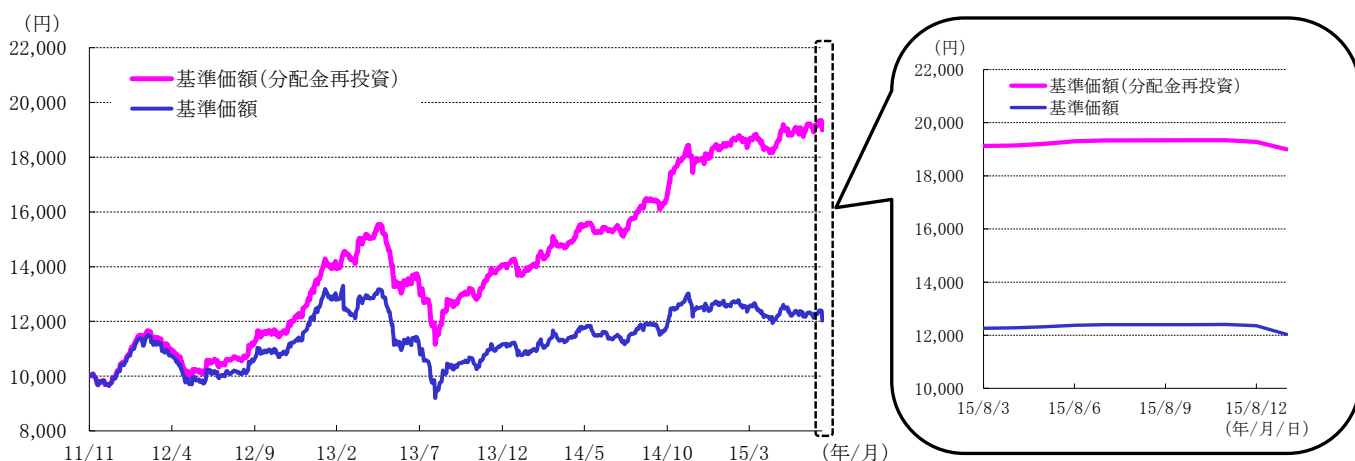
2013年9月にインド準備銀行(RBI)総裁にラグラム・ラジャン氏が就任して以降、ファンドの基準価額は堅調に推移してきました。2015年8月に入っても引き続き堅調に推移していたものの、中国人民銀行(中央銀行)による中国人民元の基準値切り下げの影響を受け、8月12日から8月13日にかけて基準価額は326円下落し(分配金支払い150円を含む、騰落率-2.6%)、12,034円となりました。

一方、分配金を考慮した基準価額(分配金再投資)は、8月12日から8月13日にかけて274円の下落となり、騰落率は-1.4%となりました。

<ファンドの設定来の基準価額の推移>

(期間:2011年11月30日(設定日)～2015年8月13日、日次)

(期間:2015年8月3日～2015年8月13日、日次)



基準価額(分配金再投資)とは、当初設定時より課税前分配金を再投資したものと計算した価額であり、ファンドの収益率を測るためのものです。したがって、課税条件等によって受益者ごとに収益率は異なります。また、換金時の費用・税金等は考慮していません。

——— 上記は過去の運用実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。———

当資料は、「野村インド債券ファンド(毎月分配型)」に関する参考情報の提供を目的として野村アセットマネジメントが作成したものです。当資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。当資料中の記載事項は、全て当資料作成時以前のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。当資料中のいかなる内容も将来の運用成果または投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、債券等を実質的に投資する効果を有しますので、金利変動等による当該債券の価格下落や、当該債券の発行体の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落することがあります。また、外貨建資産に投資しますので、為替の変動により基準価額が下落することがあります。したがって、元金が保証されているものではありません。ファンド運用による損益は、すべて投資者の皆様に帰属します。お申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。

【基準価額下落の背景】

＜為替の動き＞

インドルピー(対円レート)は、足元で中国人民銀行が中国人民元の基準値を2015年8月11日以降連続で引き下げたこと等を受けて下落しました。インドルピーは、8月11日に-0.4%、8月12日に-1.3%の下落(インドルピー安)となりました。

アジア諸国にとって中国が大きな貿易相手であることから、中国人民元安につられて、アジア通貨全般が下落圧力を受けました。

8月11日から12日までの2日間におけるインドルピー(対円レート)の騰落率は-1.7%(インドルピー安)となっており、同期間における他のアジア通貨(対円レート)(中国人民元:-3.1%、マレーシアリンギット:-2.0%、インドネシアルピア:-1.8%)と比較した際の下落幅は相対的に小さくなっております。

こうした状況の背景には、インド経済の健全なファンダメンタルズ(経済の基礎的条件)や、他のアジア各国と比較した際の中国経済への依存度の低さといった要因があると見ています。

＜インド債券の動き＞

インドルピー(対円レート)が下落するなか、インドの現地通貨建て債券市場は安定しており、インド国債指数は堅調に推移しております

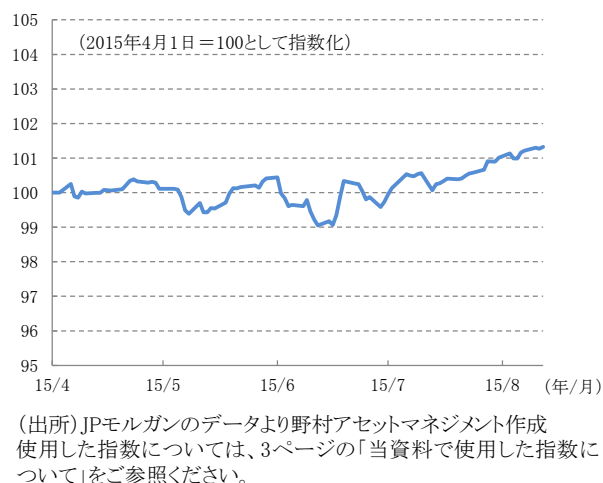
＜(ご参考)8月13日の動き＞

8月13日の市場では、アジア通貨全般の反発や8月12日に発表されたインドの消費者物価指数(CPI)が市場予想よりも低かったことなどを背景に、インドルピー(対円レート)、インドの現地通貨建て債券市場ともに小幅な値動きとなりました。

＜インドルピー(対円レート)の推移＞ (期間:2015年4月1日～2015年8月12日、日次)



＜インド国債指数の推移＞ (期間:2015年4月1日～2015年8月12日、日次)



上記は過去のデータであり、将来の投資成果を示唆あるいは保証するものではありません。
また、ファンドの運用実績ではありません。ファンドの運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

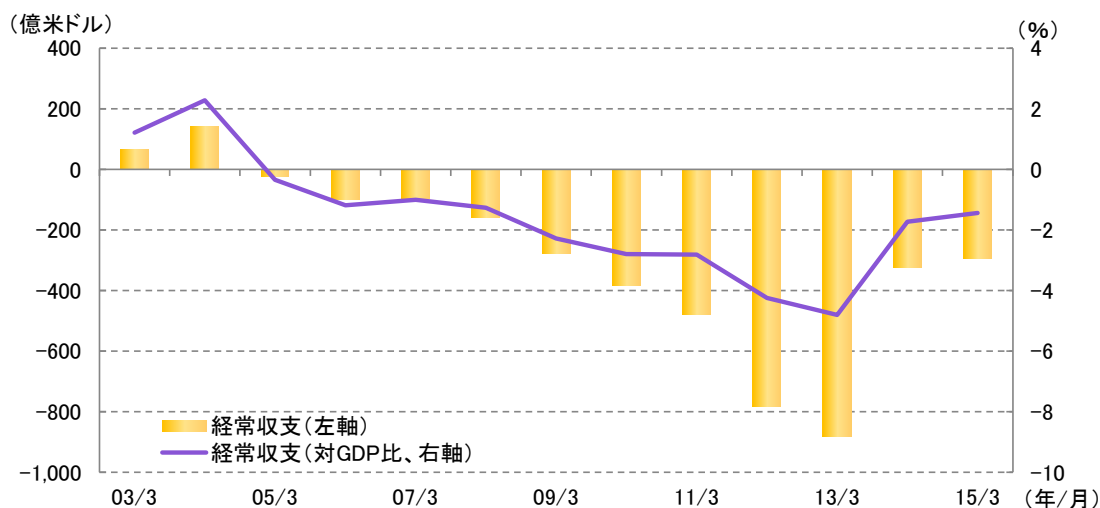
【今後の見通し】

インドルピーなど各アジア通貨は、中国人民元に連れ安の動きが先行していましたが、今後、人民元の動きが落ちつきを取り戻せば、中期的には各国の経済情勢の違いが各為替の動きにも現れてくるものと思われます。

インドでは、経済成長に必要な改革を進めるモディ政権の下、足元の資源価格の下落によるインフレ率の低下や経常赤字の減少、外貨準備の積み増しなど経済のファンダメンタルズ改善の動きが進んでおります。こうした中、インドルピーは中長期的には底堅く推移すると考えられます。

また、8月12日に発表されたインドの消費者物価指数(CPI)が前年比+3.8%となるなどインドのインフレ率は低下傾向を続けており、こうした動きがインド準備銀行による追加金融緩和余地に繋がれば、インドの現地通貨建て債券の金利は先行き低下(債券価格上昇)することが見込まれます。

＜インドの経常収支の推移＞
(期間:2003年3月～2015年3月、年次)



(注) 各数値はインドの会計年度(4月～3月)ベースです。一部推計値を含む場合があります。

(出所) IMF「World Economic Outlook Database, April 2015」より野村アセットマネジメント作成

上記は過去のデータであり、将来の投資成果を示唆あるいは保証するものではありません。
また、ファンドの運用実績ではありません。ファンドの運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

＜当資料で使用した指数について＞

インド国債:JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・ブロード(インド)

●JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・ブロード(JP Morgan Government Bond Index-Emerging Markets Broad)は、J.P.Morgan Securities LLCが公表している現地通貨建ての新興国の国債等を対象としたインデックスであり、その著作権および知的財産権は同社に帰属します。

【ファンドの特色】

- **インカムゲインの確保と信託財産の成長を目標に運用を行ないます。**
- **インドピー建ての公社債等への投資効果を追求する投資信託証券※を主要投資対象とします。**
※ インドルピー建ての公社債等を実質的な主要投資対象とする投資信託証券のほか、米ドル建ての公社債等を実質的な主要投資対象とし、為替予約取引等を活用してインドルピーへの投資効果を追求する投資信託証券を含みます。
- **インド関連の発行体※が発行する公社債等を実質的な投資対象とする投資信託証券を複数選定し、投資を行ないます。**
※ インド関連の発行体とは、インド政府、インドの企業、およびその子会社や関連会社、金融子会社等、ならびに、事業を通じてインドと関連があると投資対象とする投資信託証券の運用会社が判断する発行体(アジア開発銀行、国際復興開発銀行等の国際機関を含みます。)のことを指します。
- ◆ 投資信託証券への投資は、高位を維持することを基本とします。
- ◆ 投資信託証券への投資にあたっては、別に定める投資信託証券の一部もしくは全てに投資を行なうことを基本とします。
投資する投資信託証券は、投資対象市場の動向等を勘案して適宜見直しを行ないます。この際、既投資の投資信託証券が投資対象から外れたり、新たな投資信託証券を投資対象に追加する場合があります。

別に定める投資信託証券(2015年2月5日現在)	
ファンド名	インド現地通貨建債券マザーファンド
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
投資顧問会社	ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド
主要投資対象	インド関連の発行体が発行するインドルピー建ての公社債等(国債、ソブリン債(含む国際機関債)、準ソブリン債、社債等) ※外国機関投資家がインドの債券市場においてインドルピー建ての公社債に投資を行なうにあたっては、投資ライセンスを取得する必要があることに加え、投資に先立って入札による投資可能枠の取得が必要となる場合があります。 インドルピー建ての公社債の実際の組入れは、資金動向、市況動向、投資環境、投資可能枠の取得状況等によります。

ファンド名(形態)	ノムラ・インディアン・ボンド・ファンド - クラスINR(ケイマン諸島籍円建外国投資信託)
投資顧問会社	ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド
副投資顧問会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
主要投資対象	インド関連の発行体が発行する米ドル建ての公社債等(国債、ソブリン債(含む国際機関債)、準ソブリン債、社債等)

- ◆ 投資対象とする投資信託証券の投資比率には特に制限は設けず、投資対象ファンドの収益性および流動性ならびにファンドの資金動向等を勘案のうえ決定します。
- ファンドは、複数の投資信託証券(ファンド)を投資対象とするファンド・オブ・ファンズです。
- **原則、毎月13日(休業日の場合は翌営業日)に分配を行ないます。**
分配金額は、分配対象額の範囲内で、委託会社が決定するものとし、原則として、利子・配当等収益等を中心に安定分配を行なうことを基本とします。ただし、基準価額水準等によっては、売買益等が中心となる場合や安定分配とならない場合があります。
* 委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

【投資リスク】

ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、債券等に実質的に投資する効果を有しますので、金利変動等による当該債券の価格下落や、当該債券の発行体の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落することがあります。また、外貨建資産に投資しますので、為替の変動により基準価額が下落することがあります。

したがって、投資家の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じることがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「投資リスク」をご覧ください。

【お申込メモ】

- 信託期間 平成33年11月15日まで(平成23年11月30日設定)
- 決算日および収益分配 年12回の決算時(原則、毎月13日。休業日の場合は翌営業日)に分配の方針に基づき分配します。
- ご購入価額 ご購入申込日の翌営業日の基準価額
- ご購入単位 1万口以上1万口単位(当初元本1口=1円)
または1万円以上1円単位
※ご購入単位は販売会社によって異なる場合があります。
- ご換金価額 ご換金申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額
- お申込不可日 販売会社の営業日であっても、申込日当日が、下記のいずれかの休業日に該当する場合または12月24日である場合には、原則、ご購入、ご換金のお申込みができません。
・ムンバイの銀行・シンガポールの銀行・ニューヨークの銀行
・ルクセンブルグの銀行・ボンベイ証券取引所
・インドのナショナル証券取引所
- 課税関係 個人の場合、原則として分配時の普通分配金ならびに換金時および償還時の譲渡益に対して課税されます。ただし、少額投資非課税制度などを利用した場合には課税されません。なお、税法が改正された場合などには、内容が変更になる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

【当ファンドに係る費用】

(2015年8月現在)

◆ご購入時手数料	ご購入価額に3.24%(税抜3.0%)以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額 *詳しくは販売会社にご確認下さい。
◆運用管理費用(信託報酬)	ファンドの純資産総額に年1.5552%(税抜年1.44%)の率を乗じて得た額が、お客様の保有期間に応じてかかります。 ○実質的にご負担いただく信託報酬率 年1.5552%～年1.7152%程度(税込) (注)ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加味して、投資者が実質的に負担する信託報酬率について算出したものです。この値は、平成27年2月5日現在で想定されるものであり、投資対象とする投資信託証券の組入れ状況により変動します。
◆その他の費用・手数料	組入る有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料、インドルピー建て公社債投資枠の入札等に要する費用、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、ファンドに関する租税等がお客様の保有期間中、その都度かかります。 ※これらの費用等は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことができません。
◆信託財産留保額(ご換金時)	1万口につき基準価額に0.3%の率を乗じて得た額

上記の費用の合計額については、投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

※詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

【ご留意事項】

- ・投資信託は金融機関の預金と異なり、元金は保証されていません。
- ・投資信託は預金保険の対象ではありません。
- ・登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金制度が適用されません。

◆設定・運用は

野村アセットマネジメント

商号:野村アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第373号
加入協会:一般社団法人投資信託協会/
一般社団法人日本投資顧問業協会

ファンドの基準価額等についてのお問い合わせ先: 野村アセットマネジメント株式会社

★サポートダイヤル★ ☎ 0120-753104

(受付時間)営業日の午前9時～午後5時



★インターネットホームページ★

<http://www.nomura-am.co.jp/>



★携帯サイト★

<http://www.nomura-am.co.jp/mobile/>



当資料は、「野村インド債券ファンド(毎月分配型)」に関する参考情報の提供を目的として野村アセットマネジメントが作成したものです。当資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。当資料中の記載事項は、全て当資料作成時以前のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。当資料中のいかなる内容も将来の運用成果または投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、債券等に実質的に投資する効果を有しますので、金利変動等による当該債券の価格下落や、当該債券の発行体の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落することがあります。また、外貨建資産に投資しますので、為替の変動により基準価額が下落することがあります。したがって、元金が保証されているものではありません。ファンド運用による損益は、すべて投資者の皆様に帰属します。お申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。

野村インド債券ファンド(毎月分配型)

お申込みは

金融商品取引業者等の名称		登録番号	加入協会			
			日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
株式会社岩手銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第3号	○			
株式会社群馬銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第46号	○		○	
株式会社足利銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第43号	○			
株式会社滋賀銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第11号	○		○	
株式会社紀陽銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第8号	○			
株式会社山陰合同銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第1号	○			
株式会社広島銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第5号	○		○	
株式会社静岡中央銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第15号	○			
株式会社関西アーバン銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第16号	○		○	
株式会社みなと銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第22号	○		○	
朝日信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第143号	○			
岡崎信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第30号	○			
藍澤證券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第6号	○	○		
八十二証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第21号	○	○		
カブドットコム証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第61号	○		○	
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○		○	○
岡地証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第5号	○			
香川証券株式会社	金融商品取引業者	四国財務局長(金商)第3号	○			
高木証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第20号	○			
大熊本証券株式会社	金融商品取引業者	九州財務局長(金商)第1号	○			
ちばぎん証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第114号	○			
むさし証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第105号	○			○
中銀証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長(金商)第6号	○			
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○		○	○
新潟証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第128号	○			
西日本シティTT証券株式会社	金融商品取引業者	福岡財務支局長(金商)第75号	○			
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	
百五証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第134号	○			
ひろぎんウツミ屋証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長(金商)第20号	○			
水戸証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第181号	○	○		
SMBCフレンド証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第40号	○			○

※上記販売会社情報は、作成時点の情報に基づいて作成しております。
※販売会社によっては取扱いを中止している場合がございます。